

燕市食品ロス削減推進計画

(素案)

令和4年度～令和12年度
(2022年度) (2030年度)

燕市の食品ロス削減スローガン

食べ物に、もったいないを、もういちど

～ おいしく、適量を、残さず、食べきる ～

一人ひとりが「もったいない」を意識して行動しましょう

令和4年●月 策定



新 潟 県 燕 市

目 次

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の区域	3
4. 計画の期間	3

第 2 章 食品ロス等の現状と課題

1. 日本の食品ロス等の発生状況	4
2. 燕市の食品ロス等の発生状況	6
3. 燕市まちづくり市民アンケートの結果と検証	8

第 3 章 計画策定の基本方針

1. 基本的な方向と方針	11
--------------	----

第 4 章 求められる役割と行動

1. 求められる役割と行動	12
（1）市民	
（2）園児、児童、生徒	
（3）農林漁業者・食品関連事業者	
（4）事業者（食品関連事業者以外の事業者を含む）	
（5）マスコミ、消費者団体、NPO等	
（6）国・地方公共団体	

第 5 章 基本的な施策

1. 市民等への教育及び学習の振興、普及啓発等	14
2. 食品関連事業者等の取組に対する支援	15
3. 実態調査及び調査・研究の推進	15
4. 情報の収集及び提供	15
5. 未利用食品を提供するための活動の支援等	16
6. 施策の展開	16
（1）市民に向けた啓発	
（2）事業者に向けた啓発や支援	

第 6 章 計画の推進

1. 食品ロスの削減目標	18
2. 推進体制の整備	19
3. 計画の進行管理	19

別紙 1 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 抜粋	20
------------------------------	----

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

日本においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス※1が発生しています。

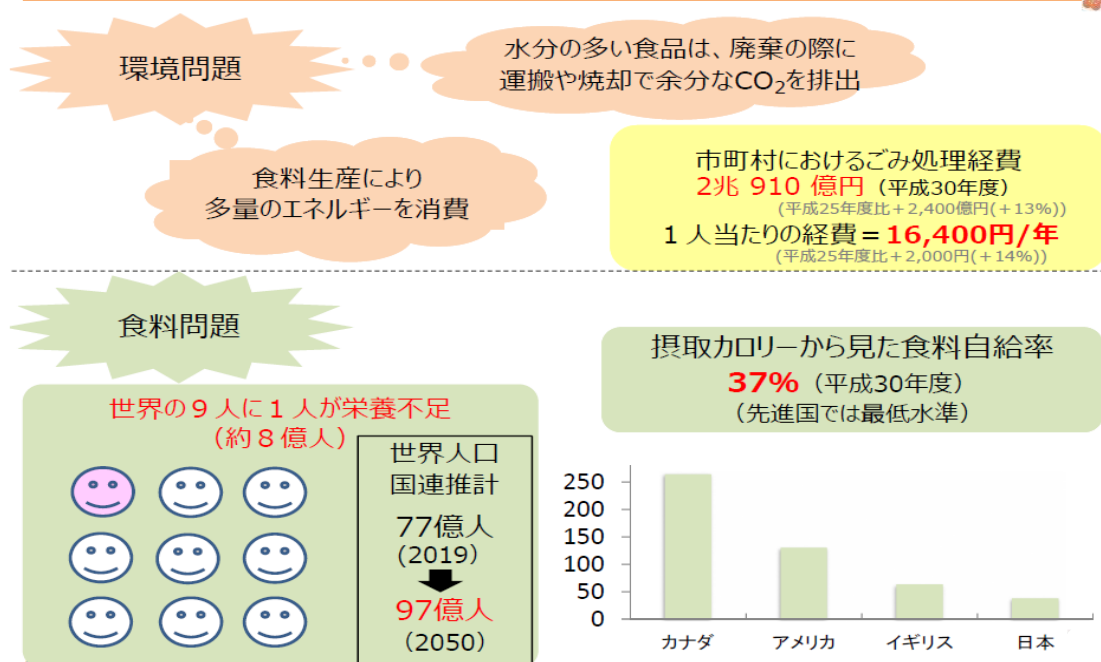
食品ロスが引き起こす問題として、一つ目に環境問題があります。

水分の多い食品は重量が重くなり、廃棄するために運搬する時や焼却する時に多くの燃料を消費することになり、地球温暖化の原因の一つともいわれる二酸化炭素（CO₂）を余分に排出することになります。また、過剰な食料を生産し続けると、余分なエネルギーを消費してしまうばかりでなく、食品ロスも発生してしまいます。

二つ目に食料問題があります。

世界の人口は、約30年後の2050年には20億人増加して、97億人に達すると予測されています。現在、世界の9人に1人が栄養不足などで苦しんでいると推測されていますが、今後も増加していくのではないかと危惧されています。また、日本の摂取カロリーから見た食料自給率は37%にすぎず、先進国では最低水準です。食料の多くを海外からの輸入に依存している国内で大量の食品ロスが発生していることは大きな問題であり、真摯に取り組むべき課題でもあるといわれております。

食品ロスが引き起こす問題



出展：農林水産省 外食・食文化課「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（令和3年8月）

※1「食品ロス」：本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいう（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）。

食品ロスの問題については、2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)※2において、食料の損失や廃棄の削減を目標に設定されるなど、国際的に関心が高まっています。

■ 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(平成27年9月)

ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標(17のゴールと169のターゲット) 27年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。



ターゲット12.3

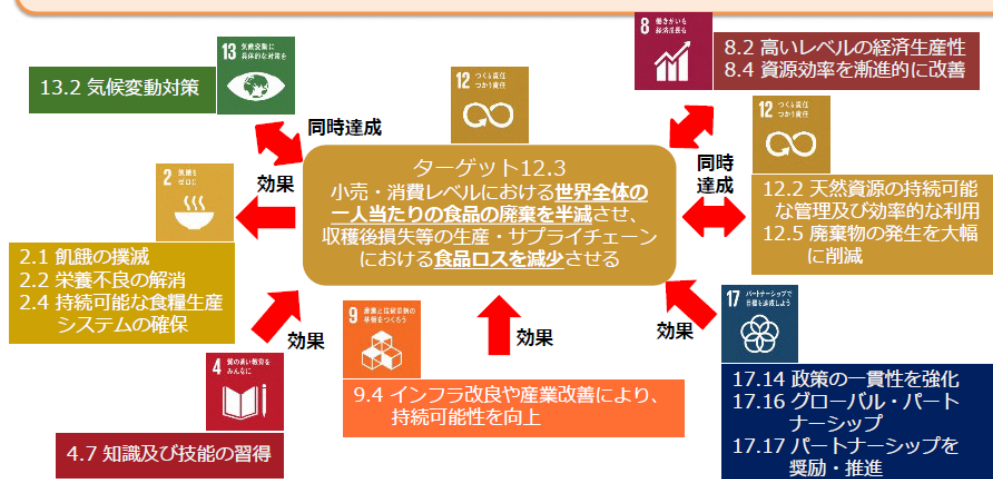
2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ターゲット12.5

2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

食品ロスに関する国際的な関心の高まり

- ✓ 食品ロスの削減、食品リサイクルの推進、環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要。
- ✓ 目標達成には事業者・自治体・NPO法人等、様々な立場の方の協力が不可欠。



出展：農林水産省 外食・食文化課「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」(令和3年8月)

食品ロスを削減していくためには、国民がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む、社会全体として対応しながら食べ物を無駄にしない意識を盛り上げながら、その定着を図っていくことが重要であります。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困や災害などにより必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことも重要であります。

※2「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」：2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標である(外務省ウェブサイト参照)。SDGs=SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

そこで、国・地方公共団体、事業者、消費者などの多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和2年3月に食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他重要事項を定める「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス削減推進基本方針」という。）が定められました。

燕市（以下、本市という。）では、平成27年度より「燕・食品ロス削減運動」として、市民への啓発活動や出前講座などを展開しながら食品ロスの削減を推進する活動を行ってきました。

こうした状況を踏まえ、食品ロスの削減の取組を普及し、持続可能な社会※3の実現を目指すため、市民・事業者・関係団体・行政などが連携しながら取組んでいけるよう「燕市食品ロス削減推進計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、食品ロス削減推進基本方針を踏まえて策定する「当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物処理計画または一般廃棄物処理計画のほか、関係法令に基づく各種計画との整合性を図りながら策定します。

なお、推進体制の担当部局を燕市市民生活部生活環境課に置きます。

3. 計画の区域

この計画は、本市全域を対象区域とします。

4. 計画の期間

この計画は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、国の削減目標に合わせ、令和12年度（2030年度）までを計画期間とします。

なお、計画期間中においても、社会経済情勢や食品ロスを取り巻く状況の変化や施策の実施状況などに応じて、必要な見直しを行います。

※3「持続可能な社会」：地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会とされる。

第2章 食品ロス等の現状と課題

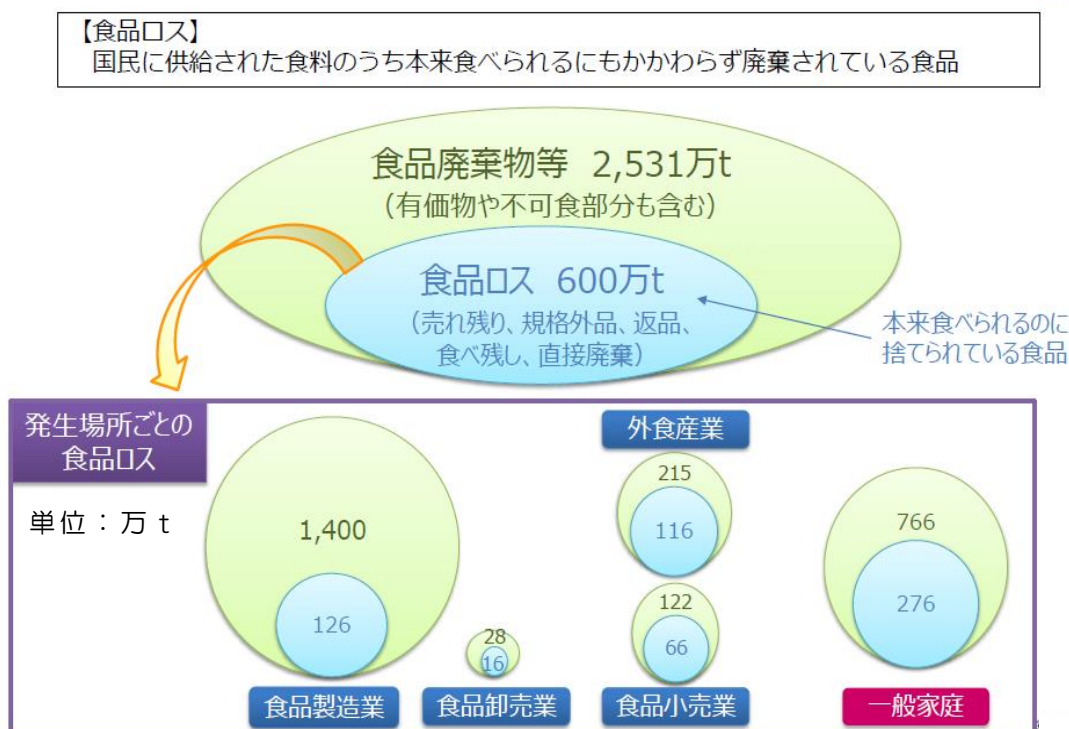
1. 日本の食品ロス等の発生状況

平成30年度における日本の食品由来の廃棄物等※4は、2,531万トン発生しており、そのうち、可食部分と考えられる食品ロス量は600万トン（24%）といわれております。

発生場所ごとの食品ロス量は、食品製造業が126万トン（9%）、食品卸売業が16万トン（57%）、食品小売業が66万トン（54%）、外食産業が116万トン（54%）、一般家庭が276万トン（36%）といわれております。

事業系食品ロスの主な発生要因は、食品製造・卸売・小売業などでは「規格外品※5」「返品」「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」「食べ残し」などであり、家庭系食品ロスの主な発生要因は、「食べ残し」「過剰除去※6」「直接廃棄※7」などといわれております。

食品廃棄物等と食品ロスの発生量（平成30年度推計）



出展：農林水産省 外食・食文化課「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（令和3年8月）

※4「食品由来の廃棄物等」：農林水産省及び環境省による推計

※5「規格外品」：重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや包材の不良が発生した商品等

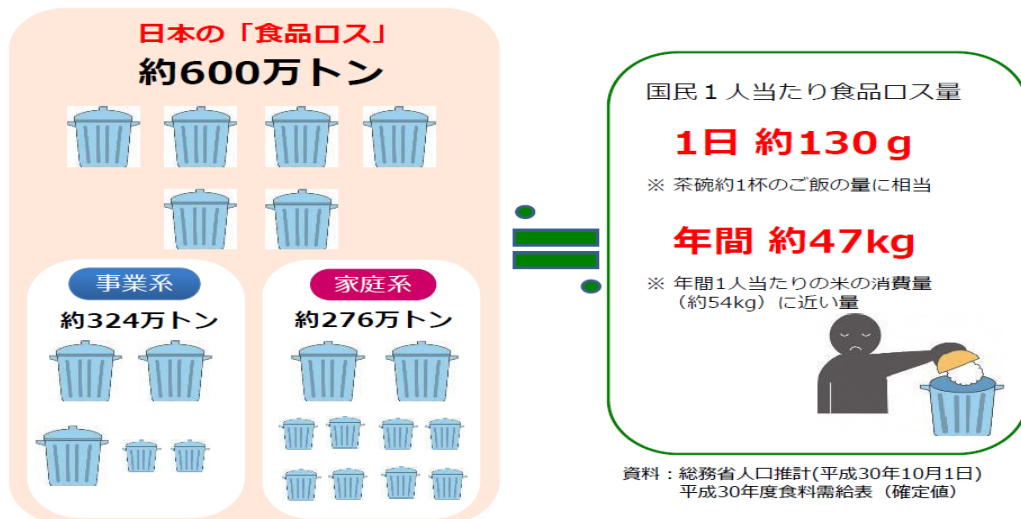
※6「過剰除去」：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（例えば、厚く剥き過ぎた野菜の皮など）

※7「直接廃棄」：賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手付かず食品。

また、この食品ロス量のうち、事業系が324 万トン（54%）、家庭系が276 万トン（46%）といわれており、事業系と家庭系を合わせた食品ロス量を国民一人あたりに換算すると、毎日お茶わん約1杯分（約130g）に相当し、年間で約47kgになり、年間一人あたりの米の消費量（約54kg）に相当します。

食品ロス量のうち、家庭系食品ロス量に換算すると、一人あたり、1日59.8g、年間21.6kgが排出されている計算になります。

日本の食品ロスの状況（平成30年度）



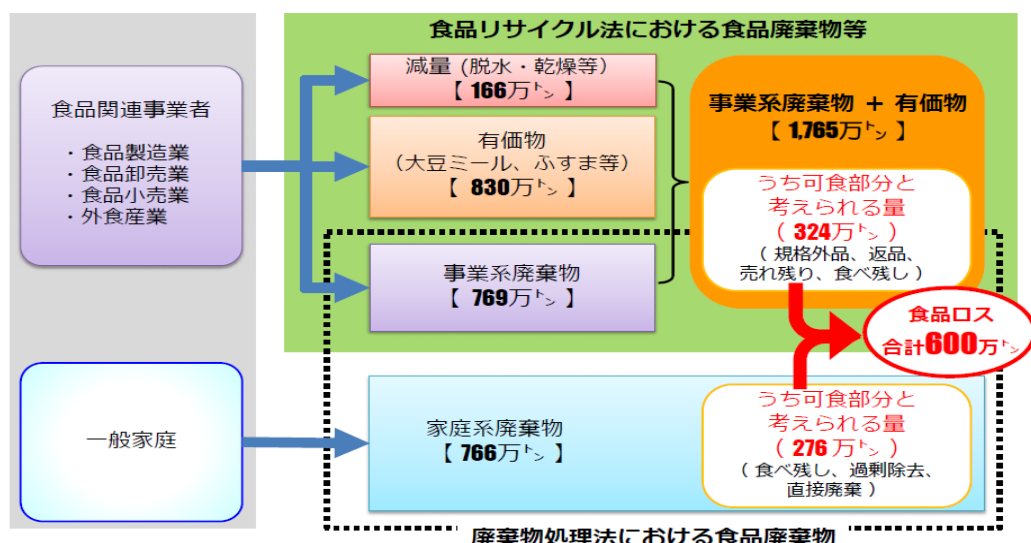
出展：農林水産省 外食・食文化課「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（令和3年8月）

なお、食品リサイクル法では、食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた残り物などの食品廃棄物等について、

- ①発生抑制と減量化による最終処分量の減少
- ②飼料や肥料などへの利用や熱回収などの再生利用

などの基本方針を定め、食品関連事業者による取組を推進しています。

食品ロスの発生量（平成30年度推計）



出展：農林水産省 外食・食文化課「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（令和3年8月）

2. 燕市の食品ロス等の発生状況

平成30年度における本市の家庭系食品廃棄物等の量※8は、年間4,010トンと推計されます。

そのうち、本市の家庭系食品ロス量※9は、年間1,444トンと推計され、本市民一人あたりに換算すると、年間18.2キログラム、1日49.9グラムの食品ロスが各家庭から排出されていることになります。

平成30年度における全国の家庭系食品ロス量では、一人あたり年間21.6キログラム、1日59.8グラムとなりますので、本市民のほう約15%程度、食品ロス排出量が抑制されていることがわかりました。

本市では、本市内で排出される事業系食品廃棄物等の量を食品関連事業者又は各関係団体にアンケート調査や聞き取り調査などをしていないため、事業系食品ロスの発生状況を把握しておりません。

燕市の家庭系食品ロス量の試算

本市では、国が公表している資料をもとに、家庭系食品ロス等の発生状況を次の方法で計算しました。

(1) 本市の家庭系食品廃棄物等の割合を試算

本市の「家庭系可燃ごみ」のうち、台所から排出される生ごみなどの「ちゅう芥」を「家庭系食品廃棄物等」とみなして、その割合をそれぞれ計算し、単年度平均割合を計算しました。

年度	採取年月	燕市 家庭系可燃ごみ 種類組成						燕市家庭 ちゅう芥 単年度平均 割合%
		紙・布 %	ビニール・ ゴム・皮革 %	木・竹 ・ワラ %	ちゅう芥 (生ごみ) %	不燃物 %	その他 %	
令和2年度 2020年度	R02.05	55.6	17.0	9.5	17.2	0.1<	0.7	15.2%
	R02.08	54.7	23.6	17.0	3.8	0.1<	0.9	
	R02.11	52.4	21.5	2.8	22.7	0.1<	0.6	
	R03.02	56.3	18.4	6.8	17.0	0.1<	1.5	
令和元年度 2019年度	R01.05	50.7	25.2	5.3	18.6	0.1<	0.2	15.7%
	R01.08	63.0	21.7	2.6	11.7	0.1<	1.0	
	R01.11	52.8	20.4	6.7	19.8	0.1<	0.3	
	R02.02	73.2	11.0	2.6	12.7	0.1<	0.5	
平成30年度 2018年度	H30.05	53.9	11.5	15.0	18.5	0.1<	1.1	16.9%
	H30.08	57.8	18.8	7.3	15.4	0.1<	0.7	
	H30.11	55.2	20.1	3.0	17.1	0.1<	4.6	
	H31.02	51.3	14.7	14.3	16.5	0.2	3.0	
平成29年度 2017年度	H29.05	68.4	16.1	4.5	9.4	0.2	1.4	16.9%
	H29.08	42.6	16.0	23.4	15.2	0.8	2.0	
	H29.11	52.7	20.6	3.4	22.6	0.1<	0.7	
	H30.02	61.6	15.3	1.1	20.4	0.1<	1.6	
平成28年度 2016年度	H28.05	61.3	9.7	12.4	16.0	0.1<	0.6	22.4%
	H28.08	60.9	11.6	3.6	23.1	0.1<	0.8	
	H28.11	54.3	17.1	0.6	26.0	1.0	1.0	
	H29.02	57.8	12.8	4.7	24.4	0.1<	0.3	
平成27年度 2015年度	H27.05	69.9	9.0	10.1	10.3	0.1<	0.7	14.7%
	H27.08	64.8	18.1	2.9	13.1	0.1<	1.1	
	H27.11	51.4	6.6	21.4	16.0	2.8	1.8	
	H28.02	66.4	10.8	2.5	19.2	0.1<	1.1	

※8「本市の家庭系食品廃棄物等の量」：燕・弥彦総合事務組合環境センターが焼却処理している家庭系可燃ごみの量に、環境センターが定期的に実施している「ごみ質検査」における「ちゅう芥類」の割合を乗じて計算した。

※9「本市の家庭系食品ロス量」：本市の家庭系食品廃棄物等の量に、国が公表している家庭系食品ロス量の割合を乗じて計算した。

(2) 全国の家系系食品ロスの量の割合を試算

本市の家系系食品ロスの量を試算するにあたり、下表①により全国の家系系食品ロスの割合を計算しました。

また、本市の一人あたりの食品ロスの量を試算するにあたり、下表②により全国の家系系食品ロスの割合を計算しました。

① 全国の家系系食品廃棄物等のうち、 家系系食品ロスの量と割合

年度	全国 家系系 食品廃棄物 (年間)				
	万トン	うち、食品残渣		うち、食品ロス	
		万トン	割合%	万トン	割合%
平成30年度 2018年度	766	490	64.0%	276	36.0%
平成29年度 2017年度	783	499	63.7%	284	36.3%
平成28年度 2016年度	789	498	63.1%	291	36.9%
平成27年度 2015年度	832	543	65.3%	289	34.7%

② 全国の食品ロスのうち、 家系系食品ロスの量と割合

年度	全国 食品ロス (年間)				
	万トン	うち、事業系		うち、家系系	
		万トン	割合%	万トン	割合%
平成30年度 2018年度	600	324	54.0%	276	46.0%
平成29年度 2017年度	612	328	53.6%	284	46.4%
平成28年度 2016年度	643	352	54.7%	291	45.3%
平成27年度 2015年度	646	357	55.3%	289	44.7%

(3) 本市の家系系可燃ごみ量から家系系食品ロス量を試算

本市の家系系可燃ごみ量に、(1)で計算した本市の家系系食品廃棄物等(ちゅう芥)の割合を乗じて計算しました。

次に、(2)①で計算した全国の食品ロス割合を乗じて、本市における家系系食品ロス量を計算しました。

また、本市の年度末人口で割ることにより、一人あたりの食品ロス量も計算しました。

年度	燕市家庭系 可燃ごみ			×	全国家庭系		=	燕市家庭系		燕市人口 (年度末) 人	燕市家庭系食品ロス		×	全国家庭系食品ロス	
	トン	うち、ちゅう芥			食品ロス 割合%	食品ロス トン		一人1年 Kグラム	一人1日 グラム		一人1年 Kグラム	一人1日 グラム			
		割合%	トン												
令和2年度 2020年度	23,049	15.2%	3,504	×	平成30年度と同じ割合で試算								—	—	
					36.0%			1,262		78,339	16.2	44.4		—	—
令和元年度 2019年度	23,563	15.7%	3,700	×	平成30年度と同じ割合で試算								—	—	
					36.0%			1,332		78,933	16.9	46.4		—	—
平成30年度 2018年度	23,725	16.9%	4,010	×	36.0%			1,444		79,382	18.2	49.9		21.6	59.8
平成29年度 2017年度	23,783	16.9%	4,020	×	36.3%			1,460		80,091	18.3	50.2		22.3	61.2
平成28年度 2016年度	23,750	22.4%	5,320	×	36.9%			1,964		80,909	24.3	66.6		23.1	63.0
平成27年度 2015年度	24,227	14.7%	3,562	×	34.7%			1,237		81,465	15.2	41.7		22.8	62.1

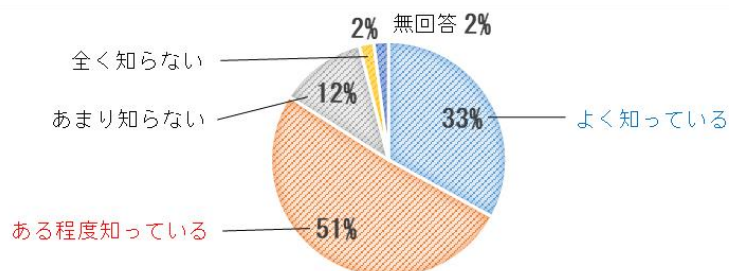
3. 燕市まちづくり市民アンケートの結果と検証

令和2年10月に実施した「燕市まちづくり市民アンケート※10」における食品ロス削減に関する設問結果（回答者数：932人）は次のとおりでした。

（問1）食品ロス問題への関心度

食品ロスは、環境や食料問題を引き起こす要因の一つと言われており、国際的に関心が高まってきています。あなたは、「食品ロス」が問題になっていることを知っていますか。

「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせて「知っている」と答えた人の割合は、84%でした。

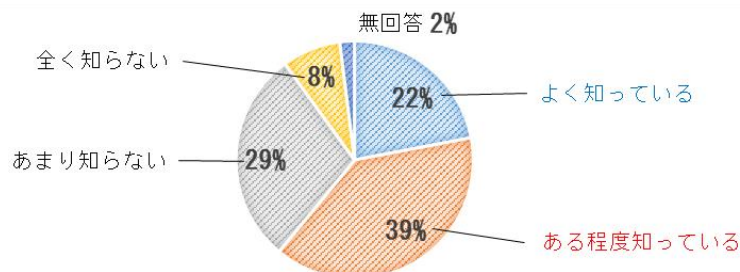


本市は、平たんな土地が広がっている地形を利用した水稻を主とした農業が盛んなことから、食に関わる人口も多いと推測され、食品ロス問題の関心度が高くなったと思われます。

（問2）フードバンクやこども食堂が食品の寄付を受付けている認知度

まだ食べられる食品を「フードバンク」や「こども食堂」に寄付することは、食材として有効活用できるとともに、食品ロスを減らすことにつながります。あなたは、このことを知っていますか。

「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせて「知っている」と答えた人の割合は、61%でした。



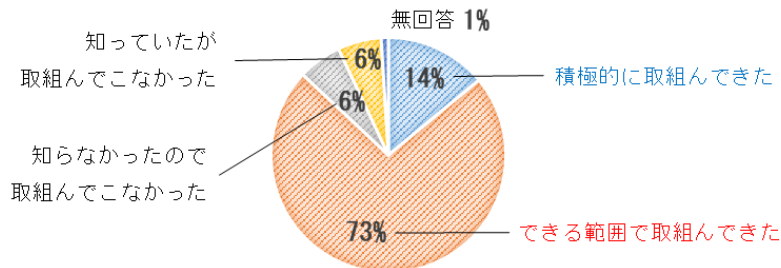
家庭などで余っている未利用食品などを必要としている人などへ提供することで、食材として活用することができるので、食品ロスの削減につながります。

※10「燕市まちづくり市民アンケート」：市政運営の基礎資料として活用するため、毎年、住民基本台帳から無作為に抽出した、市内にお住まいの満18歳以上の2,000名を対象に実施しているアンケート。

（問3）今まで食品ロス削減に取り組んできた消費者の割合

食品ロスを減らすためには、「買い物のときに買い過ぎない」「食材を無駄なく使って食べきれぬ量を作る」「外食のときは食べきれぬと思う量を注文する」など、日頃から簡単に取り組めることがたくさんあります。あなたは食品ロスを減らすために、今までどのように取り組んできましたか。

「積極的に取り組んできた」と「できる範囲で取り組んできた」を合わせて「取り組んできた」と答えた人の割合は、87%でした。



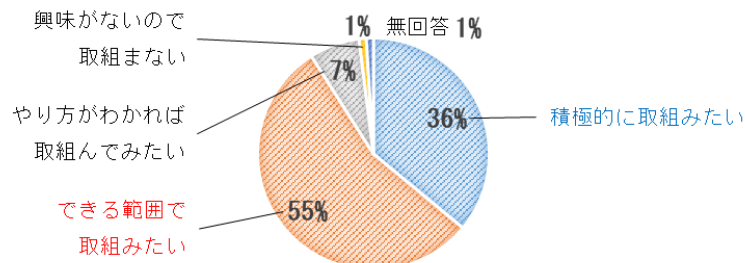
平成30年度に消費者庁が実施した「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」は71.0%でありました。

本市では、（問1）食品ロス問題への関心度で「知っている」と答えた人のうち「取り組んできた」と答えた人の割合は、92%であり、国の割合よりかなり高い数値になりました。

（問4）これから食品ロス削減に取り組みたい消費者の割合

食品ロスを減らすためには、「買い物のとき」、「家庭での食事のとき（調理や保存方法）」、「外食のとき」に、他人事としてではなく我が事として行動することが必要です。あなたはこれからどのように取り組みたいですか。

「積極的に取り組みたい」と「できる範囲で取り組みたい」を合わせて「取り組みたい」と答えた人の割合は、91%でした。

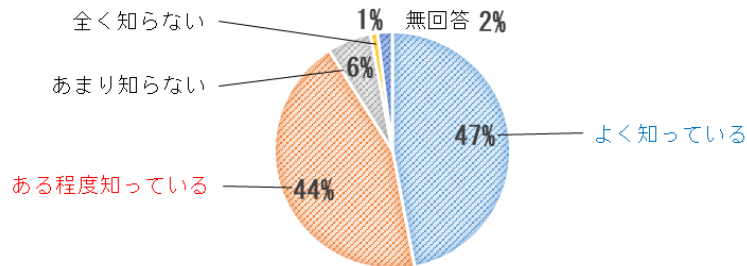


前問（問3）で、いままで食品ロス削減に「できる範囲で取り組んできた」と答えた人のうち、32%の人が「積極的に取り組みたい」と意識を向上したことにより、これから食品ロス削減に「積極的に取り組みたい」と答えた人の割合が倍増し、3分の1を超えています。

（問５）消費期限と賞味期限の違いの理解度

食品の期限表示の「消費期限」は食べても安全な期限、「賞味期限」はおいしく食べることができる期限をいいます。この違いを正しく理解することで「もったいない」を意識して行動することができます。あなたは食品の「消費期限」と「賞味期限」の違いを知っていますか。

「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせて「知っている」と答えた人の割合は、91%でした。



無理なく食品ロス削減に取り組める行動の一つに、消費期限と賞味期限の違いを正しく理解することがあります。

この期限表示を正しく理解し、買い物や食品の保存の際などで行動することで、市民のだれもが食品ロスを削減することができます。

燕市まちづくり市民アンケート結果の検証

燕市民は、

- ① 食品ロス問題への関心度が高い (84%)
- ② 今まで食品ロス削減に取り組んできた人が多い (87%)
- ③ これから食品ロス削減に取り組みたい人が多い (91%)

食品ロス削減に「取組みたい人」と
「やり方がわかれば取組んでみたい人」の割合 = 98%

※燕市まちづくり市民アンケート（問４）より

市民に対し、食品ロスの問題を啓発し、食品ロス削減につながる具体的な取組事例を積極的に情報提供していくことにより、家庭系食品ロス量をさらに減らしていくことに期待できます。

第3章 計画策定の基本方針

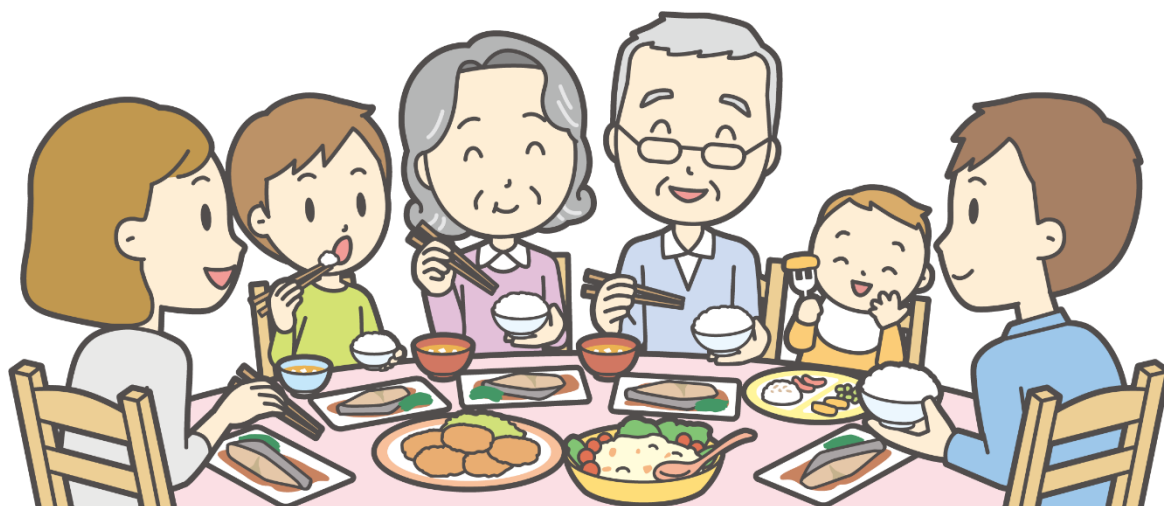
1. 基本的な方向と方針

食品ロス削減推進基本方針を踏まえ、市民・事業者・関係団体・行政等が連携しながら、本市の特徴を活かした循環型社会づくりに貢献できるような食品ロス等削減の取組みを推進していかなければなりません。

食品ロス削減のためには、子どもからお年寄りまでの市民がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要でありますので、次のことが求められます。

- ・ 食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ・ 食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- ・ 生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
- ・ 消費者や事業者などに期待される役割と具体的行動を理解し、
- ・ 可能なものから具体的な行動に移す。

したがって、市民や事業者などがこうした理解と行動の変革が広がるよう、食品ロス削減に関する知識の普及や啓発を行うなどの発生抑制に重点を置いた施策や未利用食品等の有効活用および食品廃棄物の飼料化・肥料化・エネルギー化等による再生利用を推進するなどの循環型社会を意識していくことにより、食品ロス削減の推進や適正な再生利用を推進していくものとします。



第4章 求められる役割と行動

食品ロスは市民と事業者の双方から発生しており、それぞれの役割と行動を理解するとともに双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要であります。

1. 求められる役割と行動

市民、食品関連事業者、食品関連事業者等以外の事業者、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体が参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働していくことにより、取組事例が創出されていくことが期待されますので、食品ロス削減推進基本方針で定める「1 求められる役割と行動※注」を実践できるよう推進していくものとします。

なお、本市に滞在する人や旅行者なども一緒に取組むことにします。

(1) 市民

買物の時、食品の保存の時、調理の時、外食の時に食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え行動に移します。

- 買物のとき
 - ・ 買い物の前に在庫をチェックする
 - ・ 手前に並んでいる食品から買う
 - ・ 買いすぎに注意し、使う分だけ買う
- 食品の保存
 - ・ 食材に応じた適切な保存を行う
 - ・ 冷蔵庫や食品庫内の在庫管理を定期的に行う
 - ・ 賞味期限を過ぎた食品を食べても大丈夫か判断する
- 調理のとき
 - ・ 食材はむだなく使う
 - ・ 食べきれる量を作って残さず食べきる
 - ・ 残った食材や料理はリメイクして食べてみる
- 外食のとき
 - ・ 食べきれると思う量を注文する
 - ・ 小盛りや小分けメニューを上手に活用する
 - ・ 食べ放題のお店では、無理をしてお皿に盛らない

(2) 園児、児童、生徒

給食の時に食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え行動に移します。

- 給食のとき
 - ・ 好き嫌いをせず、出された給食を食べきる
 - ・ 食べきれると思う量を配膳してもらう

※注「1 求められる役割と行動」：別紙1 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）抜粋「Ⅱ食品ロスの削減の推進の内容に関する事項」を参照。

（３）農林漁業者・食品関連事業者

自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図りながら食品ロスの削減に努めるとともに、発生した食品ロスの再生利用を行います。

①農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する

②食品製造業者

- ・製造時に生じる食品の端材や形崩品等について有効活用を促進する

③食品卸売・小売業者

- ・天候や日取りなどを考慮した需要予測に基づく仕入れや販売等の工夫をする
- ・季節商品については予約制とするなど需要に応じた販売を行うための工夫をする
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う
- ・小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う

④外食事業者

- ・天候や日取り、消費者特性などを考慮した仕入れを工夫する
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組みを導入する
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で容器による料理の持ち帰りをできるようにする

⑤食品関連事業者等に共通する事項

- ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う
- ・未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う

（４）事業者（食品関連事業者以外の事業者を含む）

食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、社員などへの啓発を行います

（５）マスコミ、消費者団体、NPO等

食品ロス削減に向けた行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動を行います。

（６）国・地方公共団体

食品ロス削減に向けた行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、施策を推進するとともに、災害時用備蓄食料をフードバンクへ提供するなど有効活用に努め、主催するイベントなどで普及啓発を行います。

第5章 基本的な施策

国が食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進することから、本市においては地域の特性に応じた取組を推進することにします。

1. 市民等への教育及び学習の振興、普及啓発等

市民が消費者として、食品ロスの削減に自発的に取組んでいくようにするため、その重要性についての理解と関心の増進などのための教育や普及啓発の施策を、関連する取組と連携しながら推進することにします。

- ・ 市民に対し、家庭での食品ロス削減に関わる啓発資材を活用し、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。
- ・ 市民に対し、賞味期限と消費期限の違い※11など、期限表示の正しい理解を促進する。
- ・ 市民及び食品関連事業者などに対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など消費の機会に、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド※12」により、外食時の食べきりや持ち帰りなどの情報発信を行う。
- ・ 食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に食品ロスの削減に対する国民意識の機運を徐々に作り出す取組を実施するとともに、この他の時期においても、通年にわたり広報に努める。
- ・ 命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。
- ・ 各種イベントなどにおいて、食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図る。



つばけん博士

知っているかな？

賞味期限 と **消費期限** の

ち・が・い！

※11「賞味期限と消費期限の違い」：

＜賞味期限＞ 定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

＜消費期限＞ 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

※12「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」：消費者庁・農林水産省・環境省 令和元年5月公表

2. 食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減のための取組事例の共有や周知を図りながら、生産・製造・販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進することになります。

- ・ 規格外や未利用の農林水産物の活用（加工や販売等）を促進する。
- ・ 食品ロス削減のための商慣習見直しなどの取組の促進を図る。
- ・ 季節商品の予約販売など、需要に見合った販売を推進する。
- ・ 小盛りサイズメニューの導入などの外食事業者の取組を促進する。
- ・ 「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」により周知を図るとともに、持ち帰りについては留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰る」ことを「当たり前」にする啓発を推進する。
- ・ 過剰な回収につながらないように食品衛生法（昭和22年法律第233号）における自主回収報告制度の対象となる食品などの範囲を示し、制度の周知を図る。

3. 実態調査及び調査・研究の推進

食品ロス削減のための実態調査や研究を推進していくことにします。

- ・ 食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。
- ・ 市内の学校給食センターなどから発生する食品ロス量を調査する。
- ・ 食品ロスの内容や発生要因などを分析する。
- ・ 食品ロスの効果的な削減方法などに関する調査や研究を実施する。
- ・ 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。

4. 情報の収集及び提供

食品ロス削減のための情報の収集及び提供をすることにします。

- ・ 先進的な取組や優良事例の情報を収集するとともに、子どもからお年寄りまで幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、燕市ホームページや広報つばめなどを活用して紹介する。
- ・ 食品ロス削減による環境負荷の算定の成果に係る情報発信を行う。

5. 未利用食品を提供するための活動の支援等

未利用食品を提供するためのフードバンク活動は、食品ロスの削減に効果的であるとともに、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であることから、フードバンク活動への理解を促進することにします。

- ・ 食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングやフードドライブ※13の推進など、関係者相互の連携のための取組を含めた、フードバンク活動の支援を行う。
- ・ 食品関連事業者などが安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱いなどに関する手引きを周知する。

6. 施策の展開

食品ロスを削減するための取組を推進するにあたり、本市では次のような施策を展開していくことにします。

（１）市民に向けた啓発

- ・ 燕市ホームページなどへの掲載
- ・ 広報つばめ、燕市食育だより、学校などの給食だよりでの特集記事
- ・ 講座や研修会などにおける講話
（まちづくり出前講座、つばめ目耕塾など）
- ・ イベントなどにおけるパネル展示やチラシ配布
（分水おいらん道中、ツバメルシェ、つばめ農業まつりなど）
- ・ その他、啓発や取組につながる施策

また、食品ロス削減に関する知識の普及や啓発を促すため、本市のスローガンを次のように定め、施策を推進していくものとします。

＜ 燕市の食品ロス削減スローガン ＞

食べ物に、もったいないを、もういちど

～ おいしく、適量を、残さず、食べきる ～

一人ひとりが「もったいない」を意識して行動しましょう

※13「フードドライブ」：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動

（２）事業者に向けた啓発や支援

- ・ 食品ロス削減に向けた先進的な取組や効果的な情報などの提供
- ・ 食品ロス削減協力店舗登録制度などの検討
- ・ 未利用食品を有効に活用できるフードバンク活動などへの支援
- ・ 食品廃棄物を再生利用する活動などへの支援

特に、食品ロス削減月間（10月）には、啓発ポスターを掲示するとともに、庁内の関係課と連携して啓発することで広く周知します。

また、燕市内の食品衛生協会各支部や燕市食生活改善推進委員協議会などの食品に関わる関係団体などと連携しながら普及を促します。

令和３年度 食品ロス削減月間 啓発ポスター

10月は **食品ロス削減月間** です

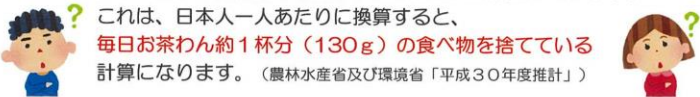
食品ロス

を減らしましょう



食品ロスってなんだろう？

まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことを、「**食品ロス**」といいます。
日本では、**年間約600万トン**の食品ロスが発生しています。
これは、日本人一人あたりに換算すると、
毎日お茶わん約1杯分（130g）の食べ物を捨てている
計算になります。（農林水産省及び環境省「平成30年度推計」）



食品ロスを減らすためにできることは？

●買い物のとき

・ 買い物の前に「在庫」をチェック！
・ 手前に並んでいる食品から買おう！
・ 買いすぎ注意！使う分だけ買おう！



●家庭での食事

・ 食材は「むだなく」使おう！
・ 食べきれる量を作って、残さず食べきろう！
・ 残った食材や料理は、リメイクしてみよう！



●外食のとき

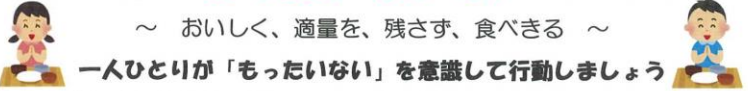
・ 食べきれると思う量を注文しよう！
・ 小盛りや小分けメニューを上手に活用しよう！
・ 食べ放題のお店では、無理をしてお皿に盛ったりしない！



食べ物に、もったいないを、もういちど。

～ おいしく、適量を、残さず、食べきる ～

一人ひとりが「もったいない」を意識して行動しましょう



担当：燕市 市民生活部 生活環境課 環境政策係 / 電話：(0256) 77-8167（直通）

第6章 計画の推進

1. 食品ロスの削減目標

国は、SDGs も踏まえ、食品ロス削減目標を次のように設定しています。

国の食品ロス削減目標

- ①2030 年度（令和 12 年度）までに、
- ②食品ロス量を 2000 年度比で半減させ、
 - ・家庭系：2000 年度（平成 12 年度）433 万トン ⇒ 216 万トン
 - ・事業系：2000 年度（平成 12 年度）547 万トン ⇒ 273 万トン
- ③食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とする。
 - ・2018 年度（平成 30 年度）：71%

本市では、国の食品ロス削減目標を踏まえ、次のように設定します。

燕市の食品ロス削減目標

【家庭系食品ロス削減目標】

- ①2030 年度（令和 12 年度）までに、
 - ・本市でも、国の削減目標に合わせて取り組みます。
- ②家庭系食品ロス量を 1,130 トン以下にし、
 - ・本市でも、国の削減目標の削減割合※14 に合わせて取り組みます。
- ③食品ロス削減のために何かしら取り組む市民の割合を 90%とする。
 - ・2020 年度（令和 2 年度）燕市まちづくり市民アンケート：87%

【事業系食品ロス削減目標】

- 事業活動により発生している食品ロスを把握しながら、食品ロス削減に努めるとともに、発生した食品ロスの再生利用を目指す。
- ・本市では、本市内で排出される事業系食品廃棄物等の量を食品関連事業者又は各関係団体にアンケート調査や聞取調査などをしていないため、事業系食品ロス量の削減目標は設定しないことにします。

※14「国の削減目標の削減割合」：本市の2000年度における食品ロス量が不明なことから、2018年度を基準として、国の削減目標の削減割合を乗じて設定することになります。

- ・全国家庭系食品ロス量の削減割合 2018年度：276万トンから2030年度：216万トン＝▲21.7%
- ・燕市家庭系食品ロス量 2018年度：1,444トンから▲21.7%＝1,130トン

2. 推進体制の整備

本市では、燕市役所庁内で食品ロスなどの削減に関する情報を共有し調整を行うため、関係課を横断する会議を開催し、関係課が自主的に行う事業について、連携しながら課題や取組について検討を行うとともに、得られた意見や情報などを施策に反映させることにします。

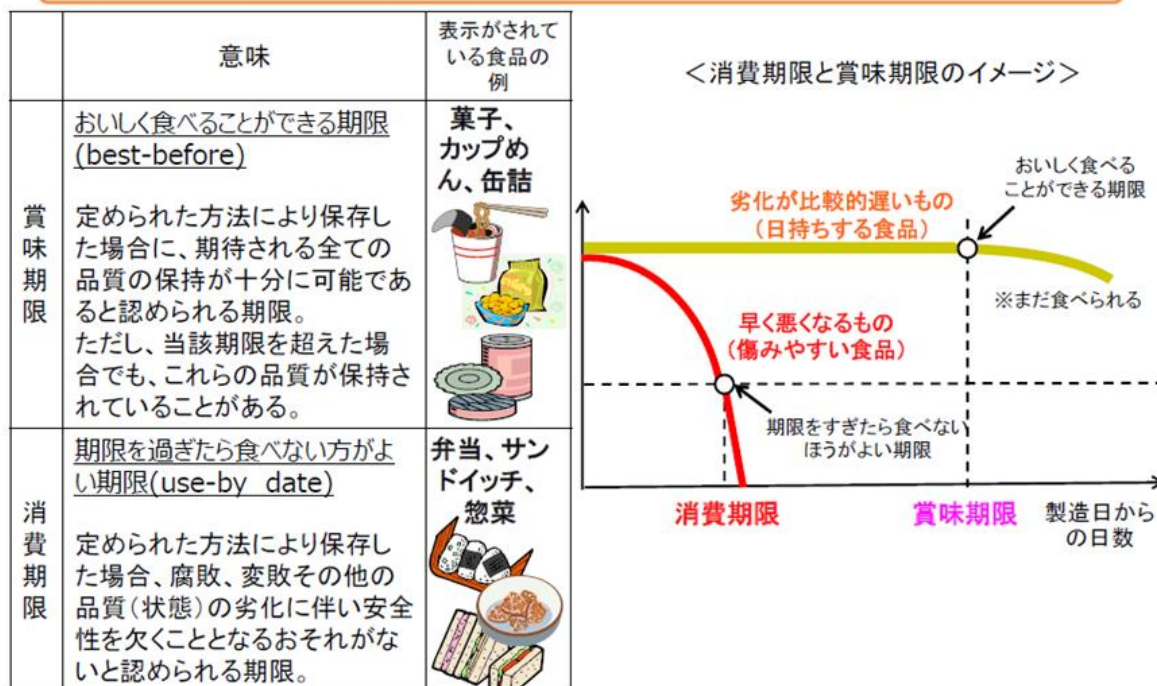
3. 計画の進行管理

本市は、食品ロスや食品廃棄物の排出及び処理状況などを定期的に把握し、継続的に検証することになります。

また、目標の達成状況の検証結果などについては、情報提供するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じ目標や施策の見直しなどを行うことにします。

☆ 誰でもできる食品ロス削減～お買い物・消費編～

✓ 消費期限・賞味期限を正しく理解しましょう



出展：農林水産省 外食・食文化課「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（令和3年8月）

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 (令和2年3月31日閣議決定) 抜粋

II 食品ロスの削減の推進に関する事項

1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第2項）の形成の取組として位置付けることができる。

(1) 消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。

② 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。

③ 調理の際

- ・余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等を実践する。
- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

(2) 農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロス

については、適切に再生利用を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

具体的には以下のような行動が期待される。

① **農林漁業者**

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

② **食品製造業者**

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

③ **食品卸売・小売業者**

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。
- ・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

④ **外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等**

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・おいしい食べきりと呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りををできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。
- ・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあっては、食品ロス削減のための可能な取組を行う。

⑤ **食品関連事業者等に共通する事項**

- ・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。
- ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。
- ・未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

（3）事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用を努める（フードバンクへの提供を含む。）。

（4）マスコミ、消費者団体、NPO等

前記（1）から（3）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。

（5）国・地方公共団体

前記（1）から（3）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記2に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料の有効活用を努める。

さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。

燕市食品ロス削減推進計画

令和4年●月

＜作成・発行＞

燕市 市民生活部 生活環境課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

TEL (0256) 92-1111

FAX (0256) 77-8208
